

使用料及び手数料等改定案

目 次

はじめに	1
1 改定の基本的考え方	1
2 施設使用料及び手数料改定案の概要等	1
(1) 性質別負担割合の設定（使用料）について	
(2) 施設使用料（利用料金を含む）改定（案）について	
(3) 手数料改定（案）について	
(4) 道路占用料改定（案）について	
(5) 河川占用料改定（案）について	
3 改定の実施時期	3
○ 資 料	
[別表 1] 施設使用料等改定（案）	4
[別表 2] 手数料改定（案）	8
[別表 3] 道路占用料改定（案）	9
[別表 4] 河川占用料改定（案）	10

はじめに

本市における使用料及び手数料等については、行政サービスの提供と社会経済情勢に応じた適切な受益者負担を図るため、令和4年度に施設使用料の改定を行い（コロナ禍により多くの市民に影響を与える事務手数料等は見直しを見送った経緯あり。前回の手数料の見直しは平成29年度）、受益と負担の公平性の確保に努めてきました。

使用料及び手数料等の見直しにあたっては、時間の経過とともに施設の維持管理コストや利用者数の変化などにより、本来設定すべき金額と現行の金額との間にかい離が生じるものであることから、「石狩市使用料、手数料等設定の基本方針」に基づき、次期改定に向けて、次のとおり改定案を作成しました。

1 改定の基本的考え方

使用料、手数料等の設定については、次の事項を基本としています。

- ① 原価計算方式によるコスト算定
- ② 行政負担と受益者負担の負担割合の明確化
 - ・使用料 ～ 性質別負担割合の設定
 - ・手数料 ～ 原則としてコスト100%負担
- ③ 受益者負担の急激な上昇を防ぐための上限改定率の設定
 - ・原則として、現行料金の1.5～2倍（最大100%アップ）まで
- ④ 定期的な料金見直しサイクルの確立（概ね3年ごと）

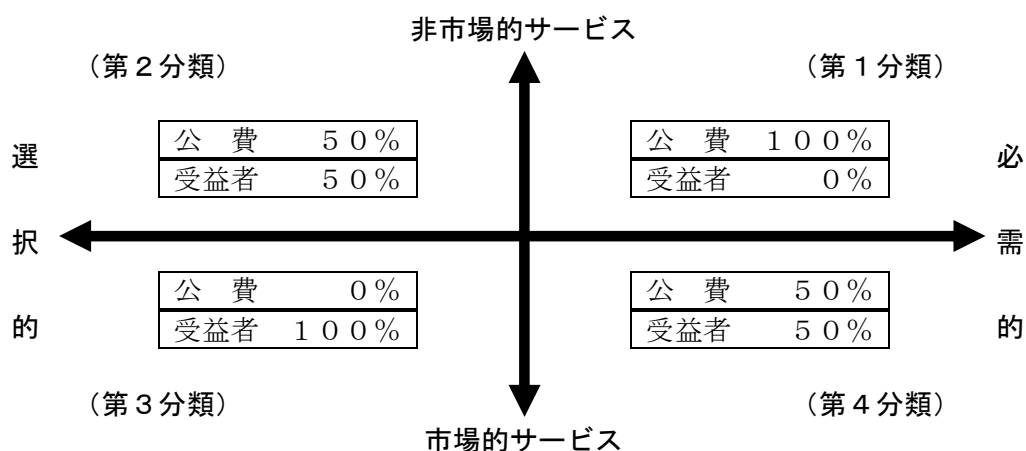
2 施設使用料及び手数料改定案の概要

（1）性質別負担割合の設定（使用料）について

市が提供する公共サービスは、道路・公園等、市民の日常生活に必須となるサービスから、プールやテニスコート等のように特定の市民のみが利益を享受し、民間においても類似のサービスが存在するものまで多岐にわたっています。このため、受益者負担を一律に設定することは困難であるとともに、かえって負担の公平感を損なう恐れがあります。

このことから、施設使用料の受益者負担割合の検討にあたっては、行政サービスを性質別に分類し、その分類に応じた「公費（税金）負担」と「受益者負担」の割合を明確化することとしています。

【性質別分類ごとの負担割合】



(2) 施設使用料（利用料金を含む）改定（案）について

改定施設の検討にあたっては、原価計算による維持管理コストを把握するため、実態調査を実施し、その調査結果に基づき、負担の公平性と適正化を図るため改定が必要と思われる施設について抽出したうえで、料金設定後の経過年数のほか、近隣他自治体の状況や市内他施設との均衡などを踏まえ、最終的な改定案としています。

なお、原価計算にあたっては、当該施設の利用形態及び利用状況を勘案し、維持管理経費（人件費、光熱水費等）や固定資産の減価償却費から、施設の $1\text{ m}^2 \cdot 1\text{ 時間}$ 当たりを基本としています。また、個人利用（一般開放）をはじめ、 $1\text{ m}^2 \cdot 1\text{ 時間}$ 当たりによる原価設定が相応しくないものについては、1人・1日当たり等、事案に応じ適当な原価を料金算定のための指標としています。

■改定案の概要・・・【別表1】「施設使用料改定（案）」参照

(3) 手数料改定（案）について

使用料と同様、すべての手数料について実態調査を実施し、人件費及び物件費を中心とする業務経費の1件あたりのコストを100%算入を基本としています。近隣他市の状況等を考慮したうえで最終的な改定案としています。

■改定案の概要・・・【別表2】「手数料改定（案）」参照

(4) 道路占用料及び河川占用料の改定(案)について

石狩市道路占用料条例(昭和32年10月1日条例第1号)及び石狩市河川管理条例(平成12年3月30日条例第32号)に基づき徴収する道路占用料及び河川占用料について、道路法及び北海道における法施行条例に定める額を基準として、それぞれ改定案としています。

■改定案の概要・・・【別表3】「道路占用料改定(案)」及び【別表4】「河川占用料改定(案)」
参照

3 改定の実施時期

令和7年4月1日施行とします。

施設使用料等改定(案)

【別表1】

施設名	種別	改定区分	原価	現行料金		負担割合	区分 (負担率)	改定案		改定率	改定後 負担割合	考え方
墓地	墓地使用料	改定	129,810円	1件(永代)	30,000円	23.1%	3 (100%)	1件(永代)	36,000円	20.0%	27.7%	維持管理コストが増加していることから、原価計算を踏まえた改定を行うが、急激な負担増加を緩和するため、改定率は20%程度とする。
	墓地管理料		185,490円	1件(永代)	33,000円	17.8%		1件(永代)	39,600円	20.0%	21.3%	
	合同納骨塚管理料		3,090円	1件(永代)	2,000円	64.7%		1件(永代)	2,400円	20.0%	77.7%	
斎場施設 (石狩・厚田・浜益)	火葬炉 (満13歳以上)		113,944円	1件	5,000円	4.4%	4 (50%)	1件	6,000円	20.0%	5.3%	
	火葬炉 (市外・満13歳以上)		797,609円	1件	35,000円	4.4%		1件	42,000円	20.0%	5.3%	
	火葬炉 (満13歳未満)		75,203円	1件	3,300円	4.4%		1件	3,900円	18.2%	5.2%	
	火葬炉 (市外・満13歳未満)		570,040円	1件	25,000円	4.4%		1件	30,000円	20.0%	5.3%	
	火葬炉 (埋葬された死体)		54,693円	1件	2,400円	4.4%		1件	2,800円	16.7%	5.1%	
	火葬炉 (市外・埋葬された死体)		182,128円	1件	8,000円	4.4%		1件	9,600円	20.0%	5.3%	
	火葬炉 (死胎、身体の一部)		54,693円	1件	2,400円	4.4%		1件	2,800円	16.7%	5.1%	
	火葬炉 (市外・死胎、身体の一部)		182,128円	1件	8,000円	4.4%		1件	9,600円	20.0%	5.3%	
花川北憩の家	(浴室)		528円	1回	150円	28.4%	2 (50%)	1回	200円	33.3%	37.9%	維持管理コストが増加していることから、原価計算を踏まえた改定を行うが、急激な負担増加を緩和するため、改定率は33.3%(150円→200円)とする。
厚田憩の家	(浴室)		1,773,429円	1回	150円	0.01%	2 (50%)	1回	200円	33.3%	0.01%	
横町寿の家	(浴室)		6,795円	1回	150円	2.2%	2 (50%)	1回	200円	33.3%	2.9%	

施設使用料等改定(案)

【別表1】

施設名	種別	改定区分	原価	現行料金		負担割合	区分(負担率)	改定案		改定率	改定後負担割合	考え方
花川南 コミュニティセンター	浴室及び談話室 (高齢者開放)	改定	1,613円	1回	150円	9.3%	2 (50%)	1回	200円	33.3%	12.4%	維持管理コストが増加していることから、原価計算を踏まえた改定を行うが、急激な負担増加を緩和するため、改定率は33.3%(150円→200円)とする。
	冬期加算料 (アリーナ専用利用時)	新設	1,330円				—	1時間	300円		22.6%	光熱費が高騰していることから、冬期間(11月～3月)の専用利用における冬期加算料を新設する。 ※減免対象外 ※冬期加算料の改定案については、原価計算によらず、標準的な費用負担水準を考慮して設定したことから、区分(負担率)は「—」としている(以下、「冬期加算料」について同様とする)
花川北 コミュニティセンター	冬期加算料 (アリーナ専用利用時)		782円				—	1時間	300円		38.4%	
八幡 コミュニティセンター	冬期加算料 (アリーナ専用利用時)		760円				—	1時間	300円		39.5%	
厚田総合センター	冬期加算料 (アリーナ専用利用時)		365円				—	1時間	300円		82.2%	
望来 コミュニティセンター	冬期加算料 (多目的ホール専用利用時)		805円				—	1時間	300円		37.3%	
浜益 コミュニティセンター	冬期加算料 (多目的ホール専用利用時)		815円				—	1時間	300円		36.8%	
保健福祉センター (りんくる)	冬期加算料 (交流活動室)		408円				—	1時間	300円		73.5%	光熱費が高騰していることから、冬期間(11月～3月)の専用利用における冬期加算料を新設する。 ※減免対象外(市や学校、教育を目的とする団体等を除く)
望来パークゴルフ場	コース利用1日券 (大人)	改定	1,651円	1日	600円	36.3%	3 (100%)	1日	800円	33.3%	48.5%	維持管理コストが増加していることから、原価計算を踏まえた改定を行うが、急激な負担増加を緩和するため、改定率は20%～40%程度とする。
	コース利用 シーズン券(大人)			1シーズン	10,000円			1シーズン	13,000円	30.0%		
緑苑台 パークゴルフ場	コース利用1日券 (高齢者・大人)		2,228円	1日	500円	22.4%	3 (100%)	1日	700円	40.0%	31.4%	
	コース利用 シーズン券 (高齢者)			1シーズン	13,000円			1シーズン	15,000円	15.4%		
	コース利用 シーズン券 (大人)			1シーズン	18,000円			1シーズン	21,000円	16.7%		
各小中学校 屋内体育館 (学校開放)	冬期加算料	新設	1,157円				—	1時間	300円		25.9%	光熱費が高騰していることから、冬期間(11月～3月)の学校開放(体育館)における冬期加算料を新設する。 ※減免対象外(市や学校、教育を目的とする団体等を除く)

施設使用料等改定(案)

【別表1】

施設名	種別	改定区分	原価	現行料金			負担割合	区分 (負担率)	改定案		改定率	改定後 負担割合	考え方
多目的 スポーツ施設	アリーナ専用利用 (4分の1面)	改定	2,509円	1時間	夏期	960円	38.3%	2 (50%)	1時間	960円	改定なし	38.3%	下記「冬期加算料」の新設に伴い、アリーナ使用料の「夏期」「冬期(11～4月)」区分を廃止する。
					冬期	1,160円	46.2%				▲17.2%		
	アリーナ専用利用 (3分の1面)		3,345円	1時間	夏期	1,280円	38.3%		1時間	1,280円	改定なし	38.3%	
					冬期	1,540円	46.0%				▲16.9%		
	アリーナ専用利用 (2分の1面)		5,017円	1時間	夏期	1,920円	38.3%		1時間	1,920円	改定なし	38.3%	
					冬期	2,310円	46.0%				▲16.9%		
	アリーナ専用利用 (3分の2面)		6,690円	1時間	夏期	2,560円	38.3%		1時間	2,560円	改定なし	38.3%	
					冬期	3,080円	46.0%				▲16.9%		
	アリーナ専用利用 (4分の3面)		7,526円	1時間	夏期	2,880円	38.3%		1時間	2,880円	改定なし	38.3%	
					冬期	3,460円	46.0%				▲16.8%		
	アリーナ専用利用 (全面)		10,035円	1時間	夏期	3,840円	38.3%		1時間	3,840円	改定なし	38.3%	
					冬期	4,610円	45.9%				▲16.7%		
			120,417円	1日	夏期	46,000円	38.2%		1日	46,000円	改定なし	38.2%	
	冬期		55,300円		45.9%	▲16.8%							
	冬期加算料 (アリーナ専用 利用時・4分の1面)	新設	1,828円	1時間	(200円)		10.9%	—	1時間	300円		16.4%	上記「冬期」区分の廃止に伴い、冬期間(11月～3月)の専用利用における冬期加算料を新設する(アリーナ4分の1面につき1時間あたり300円を基準)。※減免対象外(市や学校、教育を目的とする団体等を除く)※現行料金の()書きは、現行の夏期料金と冬期料金の差額
	冬期加算料 (アリーナ専用 利用時・3分の1面)		2,438円	1時間	(260円)		10.7%		1時間	400円		16.4%	
	冬期加算料 (アリーナ専用 利用時・2分の1面)		3,657円	1時間	(390円)		10.7%		1時間	600円		16.4%	
	冬期加算料 (アリーナ専用 利用時・3分の2面)		4,875円	1時間	(520円)		10.7%		1時間	800円		16.4%	
	冬期加算料 (アリーナ専用 利用時・4分の3面)		5,485円	1時間	(580円)		10.6%		1時間	900円		16.4%	
	冬期加算料 (アリーナ専用 利用時・全面)		7,313円	1時間	(770円)		10.5%		1時間	1,200円		16.4%	
			87,756円	1日	(9,300円)		10.6%		1日	14,400円		16.4%	
B＆G海洋センター	冬期加算料 (アリーナ専用利用 時)		2,608円					—	1時間	300円		11.5%	光熱費が高騰していることから、冬期間(11月～3月)の専用利用における冬期加算料を新設する。※減免対象外(市や学校、教育を目的とする団体等を除く)

施設使用料等改定(案)

【別表1】

施設名	種別	改定区分	原価	現行料金		負担割合	区分(負担率)	改定案		改定率	改定後負担割合	考え方
浜益スポーツセンター	アリーナ (2分の1面)	新設	1,760円	1時間	夏期	1,190円	67.6%	2 (50%)	1時間 850円	▲28.6%	48.3%	下記「冬期加算料」の新設に伴い、アリーナ使用料の「夏期」「冬期(11～4月)」区分を廃止する。
					冬期	1,540円	87.5%			▲44.8%		
	アリーナ (全面)		3,519円	1時間	夏期	2,380円	67.6%	2 (50%)	1時間 1,700円	▲28.6%	48.3%	上記「冬期」区分の廃止に伴い、冬期間(11月～3月)における冬期加算料を新設する。 ※減免対象外(市や学校、教育を目的とする団体等を除く)
					冬期	3,090円	87.8%			▲45.0%		
	冬期加算料 (アリーナ専用利用時・2分の1面)		290円	1時間	(350円)		120.7%	—	1時間 150円		51.7%	
	冬期加算料 (アリーナ専用利用時・全面)		579円	1時間	(710円)		122.6%		1時間 300円		51.8%	
スポーツ広場	ソフトボール場	改定	2,664円	1時間	1,100円		41.3%	2 (50%)	1時間 1,200円	9.1%	45.0%	維持管理コストが増加していることから、原価計算を踏まえた改定を行う。
	サッカー場		4,087円	1時間	1,500円		36.7%	2 (50%)	1時間 1,800円	20.0%	44.0%	
	夜間照明使用料		2,017円	1時間	1,200円		59.5%	2 (50%)	1時間 1,000円	▲16.7%	49.6%	
川下海浜施設 駐車場	二輪車	改定	515円	1日	300円		58.3%	3 (100%)	1日 500円	66.7%	97.1%	維持管理コストが増加していることから、原価計算を上回ることを踏まえた改定を行うが、急激な負担増加を緩和するため、改定率は20～70%程度とする。
	普通車		1,717円	1日	1,000円		58.2%		1日 1,500円	50.0%	87.4%	
	中型車 (11～29人乗り)		2,576円	1日	1,500円		58.2%		1日 2,000円	33.3%	77.6%	
	大型車 (30人乗り以上)		4,293円	1日	2,500円		58.2%		1日 3,000円	20.0%	69.9%	
石狩浜海水浴場 駐車場	二輪車		450円	1日	300円		66.7%		1日 500円	66.7%	111.1%	
	普通車		1,499円	1日	1,000円		66.7%		1日 1,500円	50.0%	100.1%	
	中型車 (11～29人乗り)		2,249円	1日	1,500円		66.7%		1日 2,000円	33.3%	88.9%	
	大型車 (30人乗り以上)		3,748円	1日	2,500円		66.7%		1日 3,000円	20.0%	80.0%	

使用料改定(案)による影響見込み

約 20,000千円

「※減免対象外」とある使用料は、施設使用において減免対象となる団体(市や学校、教育を目的とする団体等を除く)についても、当該使用料(冬期加算料・夜間照明使用料)を負担していただくこととするものです。

手数料改定(案)

【別表2】

手数料名	原価	現行手数料	負担割合	改定案	改定率	改定後負担割合	考え方	実施時期
1. 証明等手数料								
所得に関する証明	584円	1件	350円	59.9%	400円	14.3%	68.5%	原価計算を踏まえ、庁舎窓口での発行手数料を改定する。
納税証明書	419円	1件	350円	83.5%	400円	14.3%	95.5%	原価計算を踏まえ、庁舎窓口での発行手数料を改定する。
住民基本台帳の一部の写しの閲覧	633円	1件	350円	55.3%	400円	14.3%	63.2%	原価計算を踏まえ、庁舎窓口での手数料を改定する。
自動車保管場所使用承諾証明書	773円	1件	350円	45.3%	400円	14.3%	51.7%	原価計算を踏まえ、庁舎窓口での発行手数料を改定する。
2. 資源物処理手数料								
事業系資源物処理手数料	400円	10kg	90円	22.5%	130円	44.4%	32.5%	原価計算を踏まえ、処理手数料を改定する。
3. 廃棄物処理手数料								
指定ごみ袋	16.5円	1ℓ	2円	12.1%	2円	改定なし	12.1%	原価計算を踏まえると改定が必要であるが、今年度から、「燃えるごみ」に関する広域処理の検討を開始していることや、「粗大ごみ」の収集方法についても今後検討が必要なこと等を踏まえ、今回の改定は見送る。
指定ごみ袋以外	110円	1kg	20円	18.2%	20円	改定なし	18.2%	
家庭廃棄物処理手数料	220円	10kg	80円	36.4%	120円	50.0%	54.5%	原価計算を踏まえ、処理手数料を改定する。
事業系一般廃棄物処理手数料	220円	10kg	120円	54.5%	180円	50.0%	81.8%	原価計算を踏まえ、処理手数料を改定する。
し尿・浄化槽汚泥処理手数料	18円	1ℓ	7円	38.9%	10円	42.9%	55.6%	原価計算を踏まえ、処理手数料を改定する。
4. その他(証明書等のコンビニエンスストア等による発行)								
戸籍全部事項証明書(戸籍謄抄本)		1件	450円		350円	▲22.2%		市民の利便性向上を図るため、コンビニエンスストア等でマイナンバーカードを利用して左記証明書等を取得する場合の発行手数料を、市役所窓口の発行手数料から100円減額する。
住民票の写し		1件	350円		250円	▲28.6%		
印鑑登録証明書		1件	350円		250円	▲28.6%		
戸籍の附票の写し		1件	350円		250円	▲28.6%		
所得に関する証明		1件	350円		300円 ※今回改定後	▲14.3%		
納税証明書		1件	350円		300円 ※今回改定後	▲14.3%		

手数料改定(案)による影響見込み

約 49,000千円

道路占用料改定(案)

【別表3】

(単位:円)

占用物件			改定前占用料		改定案
			単位	金額	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	560	480	
	第2種電柱		860	730	
	第3種電柱		1,200	990	
	第1種電話柱		500	430	
	第2種電話柱		800	680	
	第3種電話柱		1,100	940	
	その他の柱類		50	43	
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	5	4
	地下電線その他地下に設ける線類	3		3	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	490	420	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	300	260	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000	850	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		420	360	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000	870	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000	850	
	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	21	18
外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30		26	
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45		38	
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		60		51	
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		90		77	
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120		100	
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		210		180	
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		300		260	
外径が1メートル以上のもの		600		510	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	1,000	850	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路	1,000		430	
	地下に設ける通路	610		260	
	その他のもの	1,000		850	
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	20
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	200	87	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	200	87
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000	870
	標識		1本につき1年	800	680
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	20	9
		その他のもの	1本につき1月	200	87
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	20	9
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	200	87
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,000	870
		その他のもの		1,000	430
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			200	87	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1月	100	85	

道路占用料改定(案)による影響見込み 約 ▲5,000千円

下線:改定箇所

河川占用料改定(案)

【別表4】

1. 流水占用料(年額)

(単位:円)

区分	単位	期間	改定前
			単価及び算出方法
鉱工業用水	毎秒0.01立方メートル	1年間又は1使用期間	34,200
ボイラー冷却用水	毎秒0.01立方メートル	1年間又は1使用期間	6,400
農産物加工用水	毎秒0.01立方メートル	1年間又は1使用期間	3,200
魚族繁殖用水	毎秒0.01立方メートル	1年間又は1使用期間	9,500
鉱泉水	1口	1年間	類似の土地の価格(地方税法(昭和25年法律第226号)第349条に規定する土地課税台帳等に登録された価格をいう。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額
その他の用水	毎秒0.01立方メートル	1年間又は1使用期間	6,400

改定案
単価及び算出方法
45,320
8,470
4,180
12,540
類似の土地の価格(地方税法(昭和25年法律第226号)第349条に規定する土地課税台帳等に登録された価格をいう。以下同じ。)に100分の6を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額
8,470

2. 土地占用料(年額)

(単位:円)

区分	単位	改定前
		単価及び算出方法
鉱泉水	1口	類似の土地の価格に100分の5を乗じて得た額
工作物の伴う敷地	1平方メートル	近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格(以下「近傍価格」という。)に100分の5を乗じて得た額(その額が20円未満のときは、20円)
工作物の伴わない敷地	1平方メートル	近傍価格に100分の3を乗じて得た額(その額が10円未満のときは、10円)
農耕地敷地	1平方メートル	近傍類似の土地の1平方メートル当たりの小作料の標準額(農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号。以下「改正法」という。)第1条の規定による改正前の農地法(昭和27年法律第229号)第23条第1項の規定に基づき石狩市農業委員会が改正法の施行の日の前日において定めていた小作料の標準額をいう。以下同じ。)に100分の50を乗じて得た額
牧草及び放牧用敷地	1平方メートル	近傍の畑の用に供している土地の1平方メートル当たりの小作料の標準額に100分の30を乗じて得た額
鉄道及び軌道用敷地	1平方メートル	70
漁業及び養殖用水面	1平方メートル	15
けい船その他に係る水面	1平方メートル	25
管の埋設	1メートル	25
電柱	1本	620
鉄塔	1基	1,250

改定案
単価及び算出方法
類似の土地の価格に100分の6を乗じて得た額
近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格(以下「近傍価格」という。)に100分の6を乗じて得た額(その額が20円未満のときは、20円)
近傍価格に100分の5を乗じて得た額(その額が10円未満のときは、10円)
近傍類似の農地の1平方メートル当たりの借賃(農地法(昭和27年法律第229号)第52条の規定に基づき石狩市農業委員会が情報の提供を行った借賃(その情報の提供がなかったときは、類似の市町村の農業委員会が情報の提供を行った借賃)をいう。以下同じ。)を勘案して市長が定める額
近傍の畑の用に供している土地の1平方メートル当たりの借賃を勘案して市長が定める額に100分の60を乗じて得た額
80
20
30
26
480
850

備考

占用料の金額は、上記により算出した金額(許可期間が1月未満の場合は、上記により算出した額に、当該金額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額)から10円未満の端数を切り捨てた額とする。

3. 土石採取料その他の河川産出物採取料

(単位:円)

区分	単位	改定前
		単価
土砂	1立法メートル	130
砂	1立法メートル	160
切込砂利	1立法メートル	160
砂利	1立法メートル	160
玉石	1立法メートル	210
転石	1立法メートル	890
芝草	1立法メートル	50
木杭	1束	100
粗朶(そだ)	1束	60
帯梢(たいしょう)	1束(25本)	100
雑草	100キログラム	70
その他		市長が定める額

改定案
単価
154
187
187
187
253
1,056
55
110
66
110
77
市長が定める額

河川占用料改定(案)による影響見込み

約 60千円

下線:改定箇所